

防整施第7002号
令和6年3月26日
一部改正 防整建第18338号
令和6年8月9日

各地方防衛局総務部長
各地方防衛局調達部長
帯広防衛支局長 殿
熊本防衛支局長
名護防衛事務所長

整備計画局施設計画課長
(公印省略)

最適化事業において秘密の保全措置を必要とする施設の設計業務に係
る技術協力業務の契約手続について（通知）

秘密を要する場合における調達については、建設工事の入札・契約手続に当たって一般競争入札によらないことができる自衛隊施設の調達の実施について（防整施第15574号。27. 10. 1）において、総合評価落札方式、企画競争又は公募型プロポーザル方式に付すものとされているところ、最適化事業^{*}における秘密の保全措置を必要とする施設の設計業務と並行して実施する技術協力業務は、下記のとおり実施することとしたので、遺漏のないよう措置されたい。

※ 「国家安全保障戦略について」（令和4年12月16日国家安全保障会議決定及び閣議決定）、「国家防衛戦略について」（令和4年12月16日国家安全保障会議決定及び閣議決定）及び「防衛力整備計画について」（令和4年12月16日国家安全保障会議決定及び閣議決定）に示された防衛力の抜本的強化の方向性等に基づき実施する自衛隊施設の強靱化において、各基地・駐屯地等に保有している建物やライフライン等について、現状の把握・評価を行い、施設の機能・重要度に応じた構造強化、離隔距離確保のための再配置・集約化、老朽改修、省エネ対策等を実施するもの。

記

- 1 最適化事業において秘密の保全措置を必要とする施設の設計業務が含まれる場合は、最適化事業において秘密の保全措置を必要とする施設の設計業務に係る契約手続きについて（防整施第2968号。令和6年2月16日）に基づき、当該業務の

契約を締結した後、秘密の保全措置を講じることを条件として、秘密の保全措置を要する施設の設計業務を当初契約に追加することについて、受注者に意向の確認を行うものとされているところであるが、並行して実施する技術協力業務においても、当該技術協力業務の契約を締結した後、秘密の保全措置を講じることを条件として、当初契約に追加することについて、受注者に意向確認を行うものとする。

2 前項の確認において、受注者が当該技術協力業務の追加を希望するときは、設計等技術業務委託契約書第23条の規定に基づき、設計図書に当該業務の内容を追加し、設計図書の変更を行うものとする。

3 競争参加者への周知は次により行うものとする。

- (1) 秘密の保全措置を必要とする施設の設計業務に係る技術協力業務が含まれていること及び技術協力業務の契約締結後に秘密の保全措置を講じることを条件に、当初契約に当該技術協力業務を追加することについて意向確認を行うことを競争参加希望者に周知するため、次のとおり行うものとする。

ア 手続開始の公示の案件内容を次のように改める。

(3) 案件内容

イ 対象施設

- ・ ○○○○
- ・ ○○○○
- ・ ○○○○※

※印は、特段の情報保全の措置を必要とする施設であり、同措置を講じることを条件とする業務の追加について、技術協力業務の契約を締結した後に受注者と協議を行うものである。

イ 説明書の案件内容を次のように改める。

(3) 案件内容

イ 対象施設

- ・ ○○○○
- ・ ○○○○
- ・ ○○○○※

※印は、業務の履行に当たり、秘密の保全措置（特段の情報保全の措置）を必要とする施設であり、同措置を講じることを条件として設計業務に係る技術協力業務を追加することについて、契約締結後に受注者の意向の確認を行うものとする。その際、当該技術協力業務の追加を希望する場合は、当初の契約内容の変更を行うものとするが、追加を希望しない場合は、別途、当該技術協力業務のみを対象として発注するものとする。

ウ 現場説明書の項目「入門手続について」の次に以下を追記する。

○ その他

技術協力業務の契約締結後、受注者に対して、秘密の保全措置（特段の情報保全の措置）を必要とする施設の設計業務に係る技術協力業務の追加について意向確認を行い、追加を希望する場合は当初の契約内容の変更を行うものとする。

同措置を必要とする施設は、次のとおりとする。

・ ○ ○ ○ ○

- (2) 当初契約に秘密の保全措置を必要とする施設の設計業務に係る技術協力業務の追加を希望する場合、秘密の保全措置に要した費用は、別途精算することを周知するため、説明書の「技術協力業務の契約及び見積合せ」に以下を追記する。

エ 秘密の保全措置を講じることを条件とする業務の追加について、同措置に要した費用は、別途精算を行う。

- (3) 第1項に規定する意向の確認を行う際に必要となる資料の交付及び秘密の保全措置を必要とする施設の設計業務に係る技術協力業務の仕様書等（秘密に指定された文書又は図面等を含む仕様書等をいう。）が貸与される時期等を競争参加希望者に周知するため、説明書の「その他」に以下を追記する。

(○) 4(3)に規定する意向の確認を行うための資料一式及び秘密の保全に関する誓約書の様式は、技術協力業務の契約締結後に交付するものとする。

(□) 4(3)に規定する意向の確認において、秘密の保全措置を講じることを条件とする設計業務に係る技術協力業務の追加を希望する受注者は、支出負担行為担当官に秘密の保全に関する誓約書を提出し、基準を満たす保管容器の整備が確認された後に仕様書等（秘密に指定された文書又は図面等を含む仕様書等をいう。以下同じ。）の貸与を受けるものとする。

(△) □号に規定する保管容器に関する基準は、秘密保全に関する訓令の解釈及び運用について（防防調第4607号。19.4.27）別紙第6を参照するものとする。

(◇) 契約を変更するまでの仕様書等の管理に当たっては、誓約書（意向確認時に提示予定）を遵守し、適切に管理しなければならない。

(▽) 「秘密の保全措置」とは、装備品等秘密の指定等に関する訓令（令和6年防衛省訓令第10号）別記第2号様式に規定する秘密保全規則の作成、特定資料又は特定物件を取扱う場所の新設等、保全教育の実施などであり、詳細については、(○)の資料等を交付するときに示すものとする。

- 4 第1項に規定する意向の確認について、実施手順は別図を参考とするものとする。

5 受注者への意向確認

- (1) 支出負担行為担当官等は、契約を締結したときは速やかに監督官を指名し、その旨を受注者に対し通知するものとする。
- (2) 監督官は、支出負担行為担当官等から指名されたときは、遅滞なく、受注者に対して第1項に規定する意向の確認（以下「意向確認」という。）を行うものとする。
- (3) 前号の意向確認に当たっては、受注者に対し、次に掲げる資料を交付するものとする。

ア 意向確認書（別紙様式第1）

イ 回答書（別紙様式第2）

ウ 装備品等秘密の保全に関する特約条項（装備品等秘密の指定等に関する訓令（令和6年防衛省訓令第10号）別記第2号様式をいい、建設工事等に係る秘密等の保全又は保護の確保について（防整施（事）第12号。27.10.1。以下「通達」という。）第1項において読み替えたものとする。）

エ 建設工事等に係る秘密等の保全又は保護の確保に関する違約金条項（建設工事等に係る秘密等の保全又は保護の確保に関する違約金条項の取扱いについて（防整施（事）第13号。27.10.1）に規定する違約金条項をいう。）

オ 建設工事等に係る秘密保全対策ガイドライン（通達に規定する建設工事等に係る秘密保全対策ガイドラインをいう。）

カ 特定費目の代金の確定に関する特約条項（別紙様式第3）

キ 誓約書（別紙様式第4）

ク その他支出負担行為担当官等が必要と認めるもの

- (4) 受注者が最適化事業建設共同企業体の場合の誓約書は、最適化事業建設共同企業体として構成員の連名で作成したものを提出させるものとする。
- (5) 回答書（誓約書を含む。）の提出期限は、原則として意向確認書の送付日の翌日から起算して7日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日を除く。）とする。なお、提出期限の延期が必要なときには、受注者は支出負担行為担当官等に対してその旨申出を行うことができるものとする。
- (6) 受注者から提出された誓約書は、実施担当課において防衛省行政文書管理規則（平成23年防衛省訓令第15号）に基づき適切な方法により管理するものとする。

6 契約変更手続

- (1) 監督官は、意向確認により、受注者から契約変更を希望する旨の回答があったときは、遅滞なく設計等技術業務委託契約書第23条の規定に基づく設計図書の変更に必要な手続を行うものとする。
- (2) 前号の手続に当たっては、建設工事の設計変更事務処理要領について（防整技第5300号。30.3.30）別冊の別紙第3中「契約書第20条」を「設計等技術業務委託契約書第23条」に読み替えて準用するものとする。
- (3) 設計図書の変更に当たっては、工事監督の実施細目について（防整技第716

5号。28.3.31)別記第7号様式中、変更内容欄には追加する施設等の概要を記載し、変更理由欄には「**「**手続開始の公示(令和●年●月●日○○○○【発注者名を記載する。】)**」**に規定する受注者との協議において、必要な秘密の保全措置を講じる条件のもと、契約の変更を希望したため。」と記載する。

- (4) 業務委託料の変更に当たり、秘密の保全措置に必要な費用については、秘密に係る施設の建築工事、設備工事及び通信工事積算価格算定実施要領について(防整技第7396号。28.4.1)に基づき適切に積算価格を算定するものとする。また、同措置に必要な費用については、特定費目の代金の確定に関する特約条項により業務の履行期間内に精算するものとする。
- (5) 当該契約が国庫債務負担行為によるものである場合、契約年度以外の年度に債務負担の限度額を増額する場合には国会の議決が必要となることに鑑み、当該契約変更は契約年度内に行うものとする。
- (6) 特定費目の代金の確定に関する特約条項に基づく業務委託料の精算に当たり、変更契約書には次のとおり記載するものとする。

(業務委託料を増額又は減額する場合)

1 「特定費目の代金の確定に関する特約条項」第2条に基づき、業務委託料を¥○○○○増(減)額し、代金を確定する。

2 その他の事項に変更なし。

(業務委託料を増額及び減額しない場合)

1 「特定費目の代金の確定に関する特約条項」第2条に基づき、業務委託料は増減なしとして、代金を確定する。

2 その他の事項に変更なし。

7 その他

- (1) 第1項の確認において、受注者が当該技術業務の追加を希望しないとき、次のア又はイにより、契約変更を行うものとする。
 - ア 技術協力業務の対象となる設計業務に秘密の保全措置を必要とする施設の設計業務が含まれている場合は、設計の特記仕様書の「優先交渉権者の技術提案内容の確認及び反映」の文中、「本業務」の次に「(秘密の保全措置を必要とする施設の設計業務に係る技術協力業務を除く。)」を加える。
 - イ 設計業務の当初契約において「秘密の保全措置を必要とする施設の設計業務」を別途発注した場合は、別途発注した設計の特記仕様書の「優先交渉権者の技術提案内容の確認及び反映」を削る。
- (2) 本通知の実施に当たり疑義が生じた場合は、整備計画局建設制度官と協議するものとする。

添付書類：1 別紙様式第1～第4

2 別図

写送付先：整備計画局施設計画課、施設整備官、提供施設計画官

別紙様式第1（5（3）ア関係）
〇〇〇〇第〇〇〇〇号
令和〇年〇〇月〇〇日

会社名
代表者名

支出負担行為担当官
〇〇防衛局長
〇〇 〇〇

秘密の保全措置を必要とする施設の設計業務に係る技術協力業務の追加に関する意向確認について（照会）

令和〇年〇月〇〇日に貴社と契約を締結した〇〇（〇）〇〇〇〇〇業務について、秘密の保全措置を必要とする施設の設計業務に係る技術協力業務を追加していただきたいと考えますが、ご意向を下記期限までに回答願います。

記

1 追加する業務の内容

（記載例）

建替施設に係る計画準備、技術協力業務（実施設計の確認、施工計画の作成、技術情報等の提出、全体工事費の算出、関係機関等との協議資料作成支援、技術提案及び設計調整会議）

建替施設（建替後の施設）

- ・ 〇〇新設（〇階建 約〇, 〇〇〇㎡）
- ・ 〇〇新設（〇階建 約〇, 〇〇〇㎡）

2 回答期限

令和〇年〇月〇〇日

※延期が必要なときは、希望する期限日及び理由を添えた上で支出負担行為担当官等に対してその旨申出を行うことができます。

3 留意事項

- (1) 見積書の作成に当たり、秘密に指定された文書又は図面等（以下「秘文書等」という。）の貸与を受けるためには、事前に秘密保全に関する訓令の解釈及び運用について（防防調第4607号。19. 4. 27）別紙第6の基準を満たす保管容器を整備する必要があります。
- (2) 契約変更に当たっては、別添の「装備品等秘密の保全に関する特約条項」及び「建設工事等に係る秘密等の保全又は保護の確保に関する違約金条項」の適用を受けることになります。
- (3) 秘密の保全措置について
 - ア 契約変更の日（前号の特約条項の適用が開始される日。以下同じ。）から1箇月以内（着手の時期が1箇月以内に到来するときは、着手の日まで。）に秘密の保全を確実にを行うための秘密保全規則を作成し、支出負担行為担当官等の確認を受ける必要があります。
 - イ 契約変更の日から1箇月以内（着手の時期が1箇月以内に到来するときは、着手の日まで。）に関係社員に対する保全教育の内容及び実施方法について、支出負担行為担当官等の確認を受ける必要があります。保全教育の内容及び実施方法に必要な事項については、確認実施要領の付紙第2を参考にしてください。
 - ウ 業務の着手に当たっては、秘密保全施設を整備し、支出負担行為担当官等の確認を受ける必要があります。秘密保全施設の構造基準については、確認実施要領の付紙第1を参考にしてください。
 - エ 秘文書等により履行する必要がある業務の一部を第三者に委託するときは、発注者、受注者及び再委託先の三者間において契約を締結する必要があります。
 - オ 上記のほかに別添の「建設工事等に係る秘密保全対策ガイドライン」等の規定を遵守しなければなりません。
 - カ 契約変更により追加を希望する場合は、回答書の提出に併せて誓約書を提出しなければなりません。
- (4) 秘密の保全措置を必要とする施設に係る設計業務を契約変更により追加する場合、同措置に必要な費用については、業務の履行が完了した後に「特定費目の代金の確定に関する特約条項」に基づき確定した金額をもって契約変更を行います。
- (5) 契約変更により追加を希望しない場合は、これを理由として以後の発注等において不利益な取扱いを受けることは一切ありません。なお、辞退した後に秘密の保全措置を必要とする施設に係る設計業務を追加する契約変更を希望することはできません。

別紙様式第2（5（3）イ関係）
令和○年○月○日

支出負担行為担当官
○○防衛局長
○○ ○○ 殿

会社名
代表者名

秘密の保全措置を必要とする施設の設計業務に係る技術協力業務の追加に関する意向確認について（回答）

【契約変更により追加を希望する場合】

令和○年○月○日に契約を締結した○○（○）○○○○○業務について、必要な秘密保全措置を講じる条件のもと、契約変更により、秘密の保全措置を必要とする施設の設計業務に係る技術協力業務を追加することを希望します。

【契約変更による追加を希望しない場合】

令和○年○月○日に契約を締結した○○（○）○○○○○業務について、契約変更により、秘密の保全措置を必要とする施設の設計業務に係る技術協力業務を追加することを希望しません。

特定費目の代金の確定に関する特約条項

発注者及び受注者は、特定費目の代金の確定に関し、次の特約条項を定める。

（特定費目の代金の確定）

第1条 受注者に支払われる業務委託料のうち別表の要確定費目金額表に掲げる費目（以下「特定費目」という。）に係るものは、この特約条項の定めるところに従い、確定するものとする。

2 特定費目の数量、単価又は金額の合計額その他必要な事項は、要確定費目金額表に定めるところによる。

（代金の確定）

第2条 受注者が、この契約の履行のために支出し、又は負担した特定費目に係る費用の金額（以下「実績額」という。）の合計額が特定費目の金額の合計額に達しない場合は、その差額相当額を業務委託料から減額した金額をもって、又はこれをこえる場合は必要と認められる場合に限り増額した金額をもって受注者に支払われる代金として確定する。

2 前項の規定による代金の確定は、履行期日の○日前までに行うものとする。

3 発注者及び受注者は、第1項の規定により業務委託料から減額又は増額した金額をもって代金を確定する場合は業務委託料を当該金額に変更する措置をとるものとし、業務委託料をもって代金を確定する場合は業務委託料に増減のない旨を確認する措置をとるものとする。

（実績額の報告）

第3条 受注者は、実績額の全部が確定した場合は、速やかに実績額報告書を作成し、発注者に提出するものとする。

（代金の確定等の特例）

第4条 発注者は、第2条第2項に定める日までに実績額が確定していない特定費目がある場合においては、発注者が適当と認める金額を実績額とみなして代金を確定するものとし、受注者に通知するものとする。

（要確定費目金額表の変更）

第5条 発注者及び受注者は、要確定費目金額表に係る特定費目若しくは、品目及び数量を変更又はこれにより難い場合は、特定費目の代金の確定に先だち、その措置について協議するものとする。

注1 第1条第1項に規定する別表の要確認費目金額表は、業務完了後に精算が必要となる費目及びその金額について、受発注者間で協議し、合意した内容により作成すること。

注2 第2条第2項は、実績額が確定しない場合があることを考慮した上で履行期間内に変更契約を締結することができる日付を記載すること。

秘密の保全に関する誓約書

- 1 貸与された秘文書等（秘密に指定された文書又は図面等をいう。以下同じ。）及びその内容については、〇〇（〇）〇〇〇〇〇に係る見積作業の業務に従事する者（以下「関係社員」という。）以外の目に触れること及び伝達されることがないように、秘密の保全に関して厳重な管理を行います。
- 2 貸与された秘文書等は、複製及び転記等して保存しません。
- 3 貸与された秘文書等は、緊急時を除き、社外に持ち出しません。
- 4 貸与された秘文書等は、変更契約を締結するまでに返却します。なお、返却にあたっては、弊社事業所において、支出負担行為担当官等が指名する者に手渡しします。
- 5 貸与された秘文書等の漏えい、紛失、破損等の事故が発生し、又はそれらの疑い若しくはおそれがあったときは、適切な措置を取り、その詳細を直ちに支出負担行為担当官等に報告します。また、その後に防衛省の調査又は検査が行われるときは、これに協力します。
- 6 関係社員の故意又は過失により、貸与された秘文書等又はその内容を漏えいしたことにより、国に損害を生じさせたときはその損害の賠償に応じます。
- 7 この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

秘文書等の貸与を受けるにあたり、上記について遵守する旨誓約いたします。

令和〇年〇月〇〇日

支出負担行為担当官

〇〇防衛局長

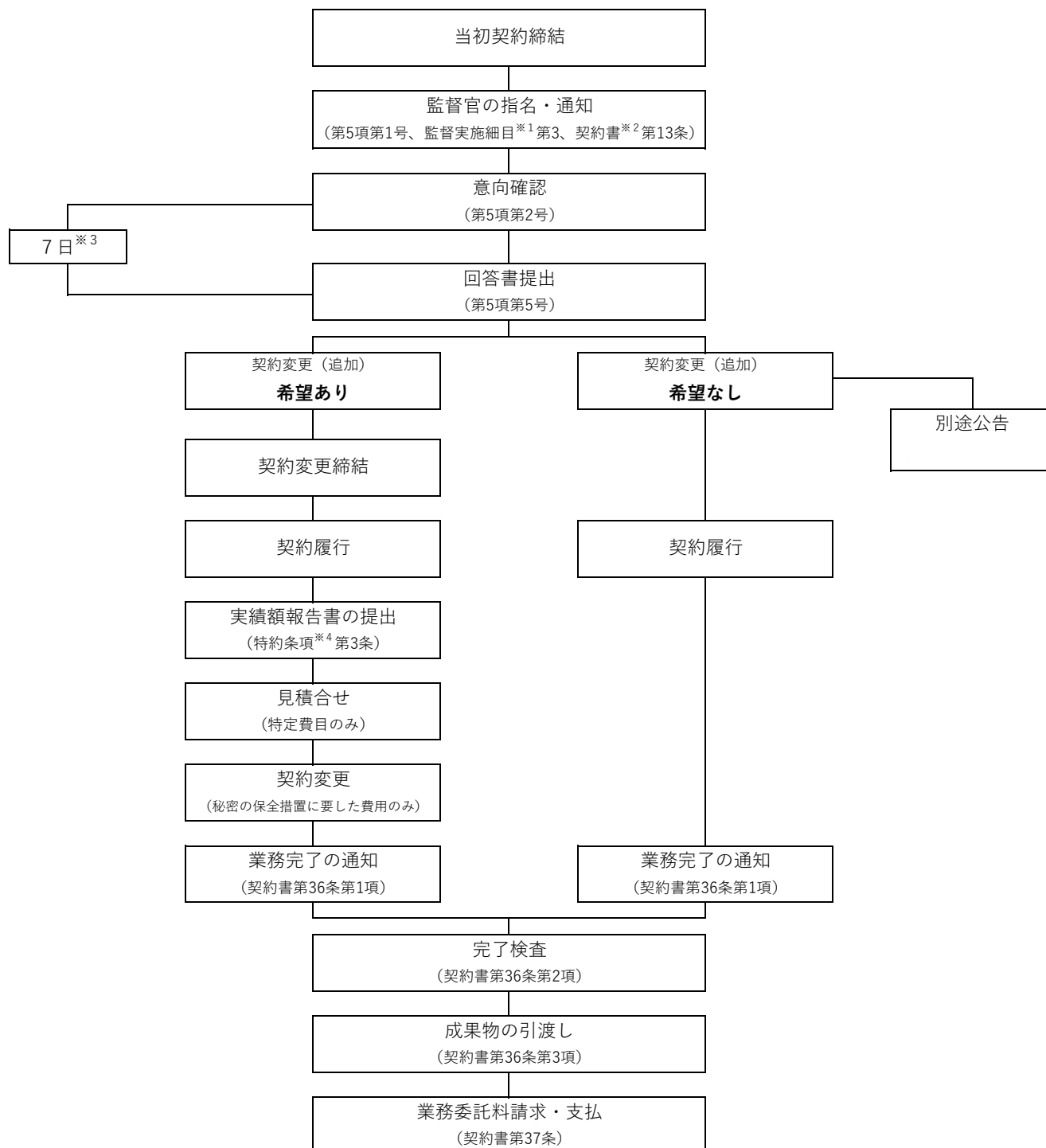
〇〇 〇〇 殿

〇〇〇県〇〇市〇〇〇－〇－〇

〇〇〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇

実施手順



※1：工事監督の実施細目について（防整技第7165号。28. 8. 31）

※2：設計等技術業務委託契約書について（防整施第6934号。28. 3. 31）

※3：意向確認書を送付しようとする日の翌日から起算した日数（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日を除く。）

※4：特定費目の代金の確定に関する特約条項